

「納得」の醸成と 法の豊饒化に向かって ～総合法律支援と司法書士～

日本司法書士会連合会 常任理事 早 川 清 人

1. はじめに

平成11年頃から司法制度の在るべき姿が広く論議されるに至り、その結果としての司法制度改革が断行された。この論議の根幹は、「法の支配」の徹底にあり、市民の権利擁護確立を目指し、法に基づかない権力の専断的压力を排斥して、逆にそれら障害を法で拘束するシステムの構築を目的とするものであった。

そして、平成11年7月、内閣に設置された司法制度改革審議会において「国民の期待に応える司法制度の構築（制度基盤の整備）」「司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）」「国民的基盤の確立（国民の司法参加）」の三つの論点が示された。

その論点の一つ「制度基盤の整備」に関する論議から誕生したのが、裁判などによる紛争解決のための制度の利用を容易にし、司法書士及び弁護士等のサービスを身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制の整備について定めた「総合法律支援法」であったことは周知のとおりである。

当時の国内外の社会経済情勢の変化は著しく、法による紛争の解決が一層重要になることが明白であったことを鑑みれば、この総合法律支援法の目的及び基本理念に掲げられているとおりの司法書士及び弁護士等の法律専門職者のサービスをより身近に、全国あまねく受けられる社会が早急に実現されなければならない状況がそこにあったと云える。

その実現こそが「総合法律支援構想」であり、この中核となる運営主体が日本司法支援センター（以下、「法テラス」という。）であったわけである。

法テラスは、平成18年4月、総合法律支援法に基づき設立され、同年10月に業務を開始している。総合法律支援法第1条において、一般市民が「裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専

門職者のサービスをより身近に受けられるようにするため」と定められ、「もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とする。」と規定されているところであり、法テラスは、この法の理念を具現化するために司法制度改革の大きな柱の一つとして誕生して早5年を経過した。

そして、この法テラスを中心として、幅広い多くの専門職者団体（組織）をネットワークで繋ぐ総合法律支援制度は、市民の司法へのアクセスを拡充する画期的制度として大いに期待される中、これまでに各種様々な活動が精力的に展開され、各分野において高い評価を受けてきたところである。

2. 司法書士の制度

私ども司法書士の制度は、わが国最初の裁判所構成法ともいえるべき明治5年8月3日太政官無号通達「司法職務定制」により制定された代書人が起源であり、明治6年7月17日太政官布告第247号「訴答文例」では、訴状等裁判所関係書類は、必ず、その選任した代書人に作成させなければならないという代書人強制主義を採用した。但し、この代書人強制主義は、翌年制定された「代書人用方改定」（明治7年7月14日太政官布告第75号）によって廃止されているところではあるが、これら経緯から、代書人は、訴状等裁判所関係書類の作成を職務の一つとする制度としてスタートしたものとされている。

そして、明治19年8月13日には「登記法」（明治19年法律第1号）が制定され、不動産登記制度が設けられた。当初、不動産登記事務を裁判所が所管していたことから、この登記関係書類の作成は代書人の職務となり、その後、幾多の法改正を経て、名称も「司法書士」に変更され、徐々に現在のような司法書士制度が確立されるに至っている。

そのうえで、司法制度改革論議に導かれて、平成14年4月24日、簡易裁判所代理権関係業務取得を中心とする司法書士法の改正が成立し、平

成15年4月1日に施行された。これにより、司法書士にとって総合法律支援構想を担うに相応しい環境が整備され、活動の幅は大きく膨らんだ。これは、国民の権利擁護に不十分な現状を直ちに解消するため、利用者の視点に立ち法的ニーズを充足させる措置を講じる必要があるとの観点から、司法書士の専門性が活用されるに至ったものに他ならない。

この前提には、これまで司法書士が積み上げた執務実績に基づく、市民及び社会の深い信頼と大きな期待があるものと思われ、司法書士はこの負託に応えるべく、今後もより多く現実の成果を挙げていかねばならない。そして、法テラスは、この成果を求めるに相応しい最高の舞台の一つであるといえる。

故に、総合法律支援ネットワークにおける、市民に身近な「くらしの法律家」たる司法書士が果たすべき役割の大きさを自ら改めて認識しなければならないと考えているところである。

本年、その司法書士制度も誕生して140年を迎えようとしている。この節目の年を迎えるにあたり、全国で活躍している司法書士一同心新たに、司法制度の更なる向上に向けて尚一層の奮起を促したい。

3. 法テラスと司法書士

法テラスを中核としたネットワークが、市民の司法へのアクセスを容易にし、自己責任、事後救済型社会における基本的インフラとして機能するためには、地域に根付いた制度として広く利用されるものとならなければならない。そして、全国をくまなく網羅するネットワークを制度構築するうえで、地域におけるリーガルサービスの担い手として、その役割を果たしている司法書士は、総合法律支援制度においても重要な役割を担っていることは前述したとおりである。

司法書士は、これまで永きに亘り裁判所及び検察庁等への提出書類の作成を業務とし、本人訴訟支援を中心に司法に携わってきた。この実績が認められ簡易裁判所における訴訟代理権を業務範囲とするに至った法

律実務家であり、司法書士法第1条においては、「この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって国民の権利の保護に寄与することを目的とする。」と規定され、また、司法書士倫理第6条では「司法書士は、国民に信頼され、国民が利用しやすい司法制度の発展に寄与する。」としており、法テラスの業務執行に司法書士が関与することは、上記法令及び倫理に適うものであり、法テラスのスムーズな業務遂行に向けて尽力することは司法書士の責務である。現在、日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という。）では、法テラスとの連携協力を司法書士界における重要課題として位置づけており、全国の司法書士が一丸となって組織的に対応しているところである。

さて、法テラスが行う業務には、情報提供、民事法律扶助、司法過疎対策、犯罪被害者支援及び国選弁護関連等がある。日司連では、司法書士会及び会員の協力を得て、情報提供ならびに民事法律扶助業務を中心に積極的な組織対応を進めている。以下、法テラスの各種業務におけるこれまでの関わりと司法書士が担う役割の「今後」を述べたい。

4. 情報提供業務への対応

情報提供業務とは、法テラスが利用者からの問い合わせ内容に応じて、法制度に関する情報や相談機関・団体等に関する情報を提供するものである。日司連が行う同業務への対応には二つの側面がある。一つは法テラスの連携機関として、利用者である市民がいつでも気軽に相談できる体制を確立・整備することであり、もう一つは、法テラスの業務運営に協力し、より良い質のサービス提供に資することである。

そこで、法テラスと連携する相談窓口として、司法書士会が各地に設置する司法書士総合相談センター（以下、「総合相談センター」という。）の役割が重要となっている。

従前、司法書士による登記相談・クレジットサラ金相談・少額裁判事

案の相談・労働問題の相談等においては、それぞれに相談窓口を分けて処理してきた。これまで全国50の司法書士会で行ってきたこれら各種の相談事業を統一窓口により体系的に整え、また、相談員研修などを積極的に行い、より充実した相談受託体制を構築するものとして設置されたのが総合相談センターである。これら体制整備により、法テラスから寄せられる相談を、総合相談センターで集中受付、集中管理し、迅速処理することを目指した。きめ細やかな法律サービスを提供するアクセスポイントが全国に多数設置されたことにより、市民が、必要なときに、気軽に法的サービスの提供をよりスムーズに受けられるようになった。

現在、総合相談センターは全国に130箇所設置され、市民の司法へのアクセスポイントとなっている。日司連では、総合相談センターの更なる機能の充実及びサービスの質的向上が図られるよう司法書士会をサポートするとともに、市民及び社会に広く認知され、利用が促進されるよう積極的な広報活動を展開しているところである。加え、地域の実情に配慮して、各司法書士会のセンター運営における自主性を尊重しつつ、全国各地の総合相談センター相互の有機的なネットワークを構築し、より利便性の高い総合的なシステムとして確立することの検討を日々重ねている。このように、地域に密着した地道な活動を継続することこそが、法テラス利用者をはじめとする市民の「納得」の醸成、ひいては「豊かさ」の形成に大きく寄与していくものと考えている。

その他の対応として、日司連では、上記総合相談センターとは別に「司法書士電話相談センター」（以下、「電話相談センター」という。）を法テラスの業務開始にあわせて設置した。これは、東京司法書士会をはじめとするいくつかの司法書士会の協力により運営されているもので、全国からの電話による問い合わせに対して情報提供をする「法テラスサポートダイヤル」（以下、「サポートダイヤル」という。）からの転送を受け、利用者の相談に直接電話で応じている。

電話相談センターが果たす役割はいくつかあるが、法的トラブルを抱えているにもかかわらず、どこに相談すればよいかわからない市民がサ

ポートダイヤルへ問い合わせたときに、そのまま電話転送を受けた司法書士が即座に法律相談に応じることは、早期解決への近道となる。利用者にとって電話相談センターは、満足と安堵感を与えてくれる非常に心強い存在となっているものと自負している。

また、総合相談センターにとっても、現状の体制において多くのニーズに対応するためには効率的な相談の受付が求められるところであるが、法律相談とはいえない内容の案件や面談を要しない程度の相談に多くの時間を費やす場面も少なくないことから、これらを事前に電話相談センターで処理し、また、複雑な案件等についてはあらかじめ電話相談により利用者の相談内容を整理して総合相談センターへ繋ぐことにより、スムーズな受付が可能となるといったメリットが生まれている。

注意すべきは、電話相談センターの対応は、相談事業が司法書士会を基点に総合相談センターを十分に活用し、各地の実情及びニーズにあわせて実施されるべきであるという前提に反するものではないということである。また、電話という相談ツールの活用については様々な意見があるが、やはり電話相談は相談過誤をまねく危険性が高いこと、また法的トラブルの解決を求める相談者のより高い満足を得るためには面談相談によることが好ましいといった「法律相談」のあり方についての日司連の基本的スタンスに変更をきたすものではないという点である。

以上のように、法テラスの枠組みの中において電話相談センターは、総合相談センターを補完する機能を以って、サポートダイヤルとの確実な連携の実現を目指すものである。

したがって、今後の法テラスの情報提供のあり方やスキーム、関係機関等との連携の態様により対応体制は変更される可能性があるもので、各地の相談体制の充実の度合いをみながら、段階的にサポートダイヤルと各地の総合相談センターの直接的な連携関係についても検討し、より良い連携方法を模索していきたいと考える。

日司連主催で、平成18年3月11日に市民公開シンポジウム「法テラスと司法書士の役割」が開催された。より多くの市民の方々に、当時設立

予定であった法テラスの意義を理解して頂き、また、司法書士が如何に関わっているのかを知って頂くことを目的として企画されたものである。

そのパネルディスカッションで、法テラスは、一部を除き直接相談を受けるところではなく、相談内容に適した窓口に振り分ける機関である、その際の振り分けに耐え得る関係機関や団体間のネットワークを如何に充実機能させるかが、試金石となる、よって、単に事務的に振り分けるだけでなく、それが市民からのファーストコンタクトとなる訳であるから、よくよく心して対応しないと信用を得ることができないおそれがある、という指摘を頂いた。決して市民を司法の迷子にさせないと云う強い信念が制度構築には何より肝要であることを改めて考えさせられるものであった。

また、この他に総合相談センターと並列的に法テラスとの連携・協力機関となっている公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下、「リーガルサポート」という。）がある。

現代において、高齢者及び障害者に対する福祉の更なる充実は、社会全体にとって重要な課題の一つである。特に、判断能力が十分でない人が被害を被ることがないよう保護、支援しなければならず、これを実現するために「成年後見制度」がある。この制度は、自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション（全ての人が家庭や地域で通常の生活をするような社会を造るという理念）を基礎とし、財産の侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれないように、法律面及び生活面で支援するものであり、具体的には、成年後見人として選任された者が、判断能力が十分でない人のために、本人の希望を尊重し、生活状況や体力、精神状態等に配慮して、本人に代わり、最善の方法を選択して財産管理や法律行為等を行うこととなる。リーガルサポートとは、この成年後見制度を有用に社会に根付かせ機能させるための司法書士の組織である。

リーガルサポートは、司法書士会とは独立した団体であり、ここには、

成年後見の法律実務に精通した司法書士が登録されている。そして、登録された司法書士にはスキル向上のため研修の義務化を図り、また、後見人等に就いた司法書士をあらゆる面から指導、監督することにより成年後見制度を支えている。

このリーガルサポートは、東京本部のほかに全国に支部が設置されている全国組織であり、社員である司法書士が、成年後見等に関する業務に積極的に取り組んでいるという実績から、法テラスの情報提供業務の一環としての振り分けの任を担っている。

5. 民事法律扶助事業への対応

次に民事法律扶助業務における対応がある。法テラスの主要業務の一つである民事法律扶助とは、資力に乏しい人のために裁判に必要な費用や弁護士及び司法書士の報酬を立て替えて、それらの者に法律事務を取り扱わせる事業であり、国民の権利の平等な実現を図るために、法律の専門家による援助や、裁判のための費用を援助する制度である。総合法律支援法においても業務の範囲として民事法律扶助事業を定めている。

周知のとおり、同業務は、法テラスの業務開始とともに財団法人法律扶助協会（以下、「扶助協会」という。）から移管されたものである。この民事法律扶助は、弁護士会の自主的事业として誕生し、昭和27年1月に民法上の公益法人たる「財団法人法律扶助協会」が発足したことにより制度としての確立をみた。尚、昭和33年には法務省補助金交付が開始されている。

さらに平成12年4月には、「民事法律扶助法」が定められ、民事法律扶助事業が国の責務として位置づけられるに至り、また、同年10月には裁判書類作成援助も新援助類型として始まった。因みに、書類作成援助の開始決定案件のほとんどは司法書士関与によるものである。

司法書士は、平成12年に民事法律扶助法が施行され、新たなサービスとしての書類作成援助が加えられて以後、着実にその実績を積み重ねる

とともに、平成15年4月の改正司法書士法施行により簡裁訴訟代理権が付与されてからは、法律相談援助及び代理援助にも積極的に取り組むようになり一定の成果を示しているところである。特に消費者問題においては、債務整理・過払い訴訟等で多くの実績を重ねている。

法テラスの業務開始により、市民の司法アクセスが飛躍的に向上し、潜在的なニーズが喚起された状況下で、より多くの市民が救済されるためにはサービス提供者の確保と能力の担保が肝要となる。ニーズへの対応として、まず、同業務を担う民事法律扶助契約司法書士（民事法律扶助業務は、法テラスと契約する弁護士・司法書士によって行われる）を今後益々増員させる必要がある。簡裁訴訟代理等関係業務の訴訟業務充実の観点からすれば、簡裁訴訟代理等関係業務が認められた所謂「認定司法書士」全国約14,000名全員が同契約を締結して、民事法律扶助業務にも積極的に取り組む体制を整えたいと願うところであり、それに向け尽力したいと考える。尚、書類作成援助類型においては、認定司法書士に限らず全司法書士がその担い手たりうることから、日司連の取り組みに関しても同様であることを言い添えておく。

また、日司連としては、会員のスキル向上を図るための研修の実施及び推進、マニュアル等の会員への配布、会員の意識啓発を目的とする法律扶助推進月間の実施、制度及び取組みに関する市民向けリーフレット等の配布による広報活動を行うなど、今後も民事法律扶助の推進に向け、可能な限り司法書士会及び司法書士をフォローアップしていく所存である。加え、今後も各地方事務所等において実施される法律相談援助事業にも積極的に参画するとともに、前出の総合相談センターが指定相談場所（地方事務所長が指定した法律相談援助を行う場所）としての指定を受けることができるよう、要件を具備するための機能充実を図っていかなければならない。

6. 司法過疎対策事業への対応

上記業務の他、司法過疎対策も法テラスが行う業務の一つであり、法テラスでは、身近に法律家がおらず、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消に向けて取り組んでいる。

司法過疎については、総合法律支援法第30条（業務の範囲）1項4号によれば「弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。」と規定されている。この規定に基づき法テラスでは、業務開始後、国家予算に応じて、司法過疎地での司法過疎対応が順次行われている。

具体的には、司法過疎地に「地域事務所（4号事務所）」と呼ばれる事務所を設置し、同事務所に法テラスと契約する常勤弁護士を常駐させ、依頼に応じ、相当の対価を得て法律事務を取り扱わせるというものである。

司法過疎対策は、日司連においても緊急かつ重要な課題である。司法制度改革論議が始まった10数年前に比し、司法書士事務所が都市部へ集中し地方において減少するとの傾向が顕著に表れてきた。

また、地方の減少地域においては、将来的に不在となるであろう潜在的司法過疎地も多く存在する。

地域司法の拡充は、司法書士の使命の一つであると受け止め、地元司法書士会・地方自治体等と連携して独自に司法過疎地域の実態調査及びその分析を進め、それら結果を司法書士会及び司法書士等に情報提供するとともに、総合相談センターの司法過疎地への設置及び司法過疎地巡回法律相談の実施、司法過疎地での開業を志す司法書士に司法過疎地の現状等の情報を提供する「司法過疎地開業支援フォーラム」の実施、その他司法過疎地での開業を経済的側面から支援するなどの方策を講じて

活動を展開しているところである。

これら事業は、総合法律支援法の趣旨にも適うものであり、市民の大きな期待に支えられ推進しているものと理解している。

前述の平成18年3月11日開催の日司連主催市民公開シンポジウムにおいて司法過疎地域での活動のあり方もテーマとなった。あらゆる市民が等しく司法にアクセスできる環境整備が求められており、この司法過疎解消は、司法に携わる者全てにとって大きな課題となっている。そして、今やその司法過疎地は、ヤミ金や高齢者を狙う悪質商法等消費者被害をもたらす犯罪の聖域とまで化しているとの指摘がなされていた。

このような司法過疎地での犯罪に襲われた方々の悲劇は、犯罪の被害自体であるとともに、その犯罪に襲われたという自覚が無いことでもあるという。知らず知らずに不幸を背負わせるその環境そのものが既に犯罪であるとも云えるわけである。しかし、弁護士の公設事務所開設や司法書士の巡回相談などがあると、すぐさま蜘蛛の子を散らすように姿を隠すそうである。

そもそも、人間関係が穏やかで自助能力に長けた地域社会が形成されている地方においては、法的トラブルは無いに等しく、法律家が介入すると和解できるものが出来難くなるとの誤った理解が跋扈していることが問題なのであり、裸でいることの危険性を伝える者の存在が待たれているのである。司法過疎地でこそ、法テラスが正に法の光を照らす存在とならねばならないと確信させられたものであった。

7. 犯罪被害者支援事業への対応

これまで、市民社会において法的救済が求められる事象が惹起されると、その支援を担う法律実務家として、司法書士は積極果敢に改善のための活動を展開してきた。このことは、特に消費者問題に関して顕著である。

これは、司法書士が市民の怨嗟の声を聞き洩らすことなく、正面から

受け止めることのできる法律専門職能である証左に他ならない。

ならば、突然、予期せぬ犯罪被害に遭遇し、生活を一変させられた方々の悲痛な叫びから目を逸らすことなどできないであろう。犯罪被害に遭われた方々又はその家族の方々が、事件事故のショックから錯乱状態に陥り、日常生活において多くの支障をきたしている現実がそこにあることから目を背けてはいけないと考える。

平成12年「犯罪被害者保護法」制定、平成16年「犯罪被害者等基本法」制定、平成19年「刑事訴訟法」改正等に見られるように、近年、被害者団体を中心とした犯罪被害者等の権利利益保護救済の機運が高まってきている。

しかし、ここで司法書士に刑事事件に乗り出せと言っているのではない。とかく「犯罪被害者」と云えば刑事訴訟のみがイメージされ、民事紛争を専門とする司法書士にとっては無縁の業務と捉えられがちであるが、ここで云う犯罪被害者支援とは、犯罪被害者の損害や苦痛の回復・軽減を目指す法律事務であり、法律相談や法制度の案内に始まる一般民事事件に他ならないのである。よって、例えば損害賠償請求事件における支援は、その逸失利益が140万円以下であれば、当然に司法書士の職務範囲となる。

当然、その特殊性を鑑みるに、メンタルヘルスに係る知識を習得することが不可欠となり、この欠如が二次被害の引き金ともなるわけではあるが、これまで精神的に不安定な多重債務者の救済で実績を持つ司法書士にとって、またADR等において相談技法の習得に勤しんでいる者が数多く存在する司法書士にとって、充分なる素養はあると断言したい。

また、この支援事業を語ると、単に新たな業務範囲拡大を目指すものとの誤解を受けがちであるが、現在の業務範囲内の事案をつつがなく処理するとの観点から関与すべきと考えることに起因する職務であることをご理解頂きたいところであり、司法書士法3条に掲げられた業務を十全に果たし、同法1条の目的達成に向け邁進する司法書士の姿がそこにあるものと捉えて頂きたい。

8. 自死問題対応について

自死問題は、現代社会の病理現象とも云うべき問題であり、法テラスの本来業務として位置付けられているわけではないが、総合法律支援を語るうえで避けては通れない深刻な問題であることを鑑みて、敢えて司法書士の取り組む1テーマとして記したい。

平成18年、自殺が社会問題との認識を背景に、自殺防止と自死遺族支援の充実を図るため「自殺対策基本法」が制定された。そして、平成19年には、自殺対策基本法の指針として「自殺総合対策大綱」が閣議決定されている。

この自殺総合対策大綱の基本的認識は、多くの自殺者が覚悟のうえの死ではなく、様々な悩みや困難により心理的に追い詰められた末の手段であったとし、その人々を自殺に追い込んでいる社会環境に対し、国、地方公共団体、関係民間団体との連携において、防止に向けた対策を図っていかなければならないものとしている。

これら社会状況の下、平成19年6月開催の第69回日司連総会において「多重債務者対策と自殺対策とは密接な関係であるとの認識に立ち、多重債務者救済を積極的に推進する決議」が採択された。また、平成20年8月9日には、東京四ツ谷の司法書士会館地下ホールにおいて「自殺予防・自死遺族支援～いのちの現場で考える～」をテーマに日司連主催のシンポジウムが開催され、続く平成21年2月7日には、新潟県朱鷺メッセにおいて「生き心地の良い社会へ（自殺の現状とセーフティーネットの再構築）」と題する関東ブロック司法書士会協議会主催の市民公開講座が開催されている。

警察庁のホームページにある平成24年1月付の資料によれば、平成23年中の自殺者総数は30,584人で、前年に比べ多少減少したものの13年もの長きに亘り年間自殺者数は3万人を超えているのである。その自殺者の内訳をみると、原因・動機が明らかなものの内では、健康問題、経済・

生活問題、家庭問題、勤務問題の順となっている。この統計に基づいて考えるに、諸策において最も効果が期待されているのが、問題に対する明確な解決策が存在しており、支援体制もある程度整っている多重債務者問題の一環としての対応であろうと考えられる。

確かに、司法書士事務所で対応する多重債務問題の相談者には、精神的にもかなり追い込まれた状態の中で正常な判断が出来難い者も多く、法律的な問題解決だけでは本来的な解決に繋がらない場合が多いのではないのだろうかと気付かされる。

そこで、これを司法書士職務範囲における当然の問題と捉え、相談者が諸事情において心理的に追い込まれている場合の対応を図ることができるようにと、全国各地で「心の健康」を題材とした研修会が開催されている。

市民社会において法的救済が求められる事象が惹起されると、前述したとおりその都度、その支援を担う法律実務家として、司法書士は積極的に改善のための活動を展開してきたはずである。ならば、精神的に追い詰められ駆け込んできた相談者の方々の悲痛な叫びから目を逸らすことなどできないものとする。複雑多様化した現代社会にあって法律実務家司法書士は、市民の負託に応えるための最善を尽くし、法化社会に貢献していくことが今こそ求められているのである。

9. 終わりに

司法制度改革は、司法の基本的制度を抜本的に見直すという大改革であり、司法書士を取り巻く社会環境も一変してきた。日司連は、これらの変化に耐え得る強固な基盤の整備に努めてきたところである。法テラスを中心として総合法律支援が具現化される過程では、極めて困難な判断を迫られる場面も多くあり、直面する問題に対し、迅速かつ的確に対応できる柔軟な体制が要求される。その渦中にあって日司連は、不断の見直しにより試行錯誤を繰り返しながら軌道修正し、問題を一つひとつ

クリアしてきた。

法テラスがより良い制度として定着するために、司法書士が対応すべき課題はまだまだ山積しているが、これは司法制度に対する市民及び社会のさらなる信頼を獲得する好機であり、法テラスにおける実績が司法制度の次のステップに繋がるものであると確信しているところであり、今後益々精力的な活動に努めたいと考えている。

池田辰夫大阪大学大学院教授は、「期待が高まれば高まるほど、ふくらまされればふくらまされるほど裏切られた場合の失望は極めて大きい。法テラスが情報提供することによって、発掘された事件が、その後、適正な紛争解決に向けた対応がなされないと、この国の社会に大きな歪みをかえて生じさせてしまう。はっきり言わなければならないが、法テラスが問題なのではなく、そこからチャンネルとして接続された法律相談センターや各制度運用システムの問題なのである。(※)」と指摘され、法テラスとの連携先が適切な対応を誤ると良い薬も猛毒に変わってしまうとの警鐘を鳴らされた。正に、日々の対応に細心の注意を以て臨まなくてはならないことを痛感させられる。

【※引用 池田辰夫大阪大学大学院教授 月報司法書士平成21年1月号・日本司法書士会連合会発行】

司法制度の歴史的転換期に晒された現代社会にあって、如何に法の豊饒化に寄与できるかが司法書士にとっての試金石となるものであり、司法書士は、市民の期待を背負い生まれた法テラスが、より実効性を発揮し、市民の期待に十全に応えられる存在となり発展を遂げるように、今後更なる連携協力を尽くしていく所存である。

【参考文献】

- ・ 小林昭彦・河合芳光共著「注釈 司法書士法（第2版）」平成17年3月31日ティハン発行
- ・ 警視庁HP「生活安全の確保に関する統計等」(<http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm>)

- 45 ADRに関する情報の提供の活性化も重要な課題であると思われる。この点の詳細については、山本・前掲注（2）ジュリ1360号61頁以下参照。
- 46 そのような心理的バリアがどのあたりにあるかを学界と共同して探求していくような作業も重要ではないかと思われる。例えば、訴訟制度の実際の利用者が現在の訴訟のどの点に不満を感じているかなどを調査研究することは、訴訟の利用に対する国民の心理的バリアを除去していく活動に寄与しうるのではなかろうか（訴訟利用者調査については、民事訴訟制度研究会編・前掲注（25）参照）。
- 47 地域において法教育推進協議会等の事務局的な役割を法テラスが果たすこともあるとされる。さらに、先般法と教育学会が創設されたが、このような学会と法テラスの連携も期待されよう。
- 48 このような認識につき、山本和彦『ブリッジブック民事訴訟法入門』（信山社、2011年）238頁以下参照。